

財 団 法 人  
松山市文化・スポーツ振興財団

寄 附 行 為

財団法人松山市文化・スポーツ振興財団

# 財団法人松山市文化・スポーツ振興財団寄附行為

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人松山市文化・スポーツ振興財団という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛媛県松山市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、文化・スポーツを総合的に振興することにより、文化が薫りスポーツ活動に満ち溢れた魅力あるまちづくりを推進し、もって創造性豊かで健全な市民生活の形成と、潤いと活力にあふれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化・スポーツ大会、講演会、教室、その他の催しの開催
- (2) 文化・スポーツ活動の奨励、市民団体の育成及び指導者の養成
- (3) 文化・スポーツの調査及び研究
- (4) 文化・スポーツ情報の収集及び提供
- (5) 多様な学習機会の提供及び学習意識の啓発
- (6) 埋蔵文化財の保存、保護及び啓発
- (7) 松山市から受託する文化・スポーツ施設の管理運営
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) 補助金等
- (6) 会費
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、愛媛県知事及び愛媛県教育委員会(以下「主務官庁」という。)の承認を得て、その一部を処分し、又はその一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。事業計画又は収支予算を変更しようとする場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

3 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、その年度末の財産目録、貸借対照表及び財産増減理由書とともに、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、毎会計年度終了後2月以内に、主務官庁に届け出なければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担及び権利の放棄)

第13条 第7条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(特別会計)

第14条 この法人は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計の目的並びに管理及び処分の方法は、各特別会計ごとに理事会の議決を経て、別に定める。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内(うち、理事長1人、副理事長2人及び常務理事1人とする。)
- (2) 監事 2人

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、日常の事務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 この法人が行う契約その他の法律行為のうちこの法人と理事長との利益が相反する行為及び民法(明治29年法律第89号)第108条の規定の適用を受ける行為については、理事長があらかじめ指定した副理事長が法人を代表する。
- 6 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
  - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は主務官庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

#### ( 役員の任期 )

- 第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

#### ( 役員の解任 )

- 第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

#### ( 役員の報酬等 )

- 第21条 役員に対しては、理事会の定めるところにより、報酬の支給及び費用の弁償をすることができる。

### 第4章 理事会

#### ( 構成 )

- 第22条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

#### ( 機能 )

- 第23条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事現在数の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 26 条 理事会は、理事現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

- 2 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事（書面表決者及び表決委任者を含む。）の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

- 2 議事録には、出席理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名しなければならない。

## 第 5 章 評議員及び評議員会

### ( 評議員 )

第 30 条 この法人に、評議員 10 人以上 15 人以内を置く。

### ( 評議員の選任 )

第 31 条 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

- 2 評議員は役員と相互に兼ねることができない。

### ( 評議員会 )

第 32 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、その評議員会において、互選で定める。

### ( 評議員会の権能 )

第 33 条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について、理事会の諮問に応じる。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

### ( 準用 )

第 34 条 第 19 条から第 21 条までの規定は評議員について、第 24 条第 2 項及び第 3 項並びに第 26 条から第 29 条までの規定は評議員会について準用する。

## 第 6 章 事務局

### ( 設置等 )

第 35 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決に基づき、理事長が定める。

## 第7章 賛助会員

### (賛助会員)

第36条 この法人に、賛助会員を置く。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同する個人又は法人その他の団体とする。
- 3 賛助会員は、理事会が定める会費を納入しなければならない。
- 4 その他賛助会員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散)

第38条 この法人が解散するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けなければならない。

### (残余財産の処分)

第39条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けて、松山市に寄附するものとする。

## 第9章 補則

### (書類及び帳簿の備付け等)

第40条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 事業報告書及び収支計算書
- (4) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 理事会等の議事に関する書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、原則としてこれを一般の閲覧

に供しなければならない。ただし、第 2 号のうち、職員の名簿並びに理事、監事、評議員及び職員の履歴書についてはこれに含めないものとする。

(委任)

第 41 条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、愛媛県知事の設立許可のあった日から施行する。

(設立初年度の事業計画等)

2 公社の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立当初の会計年度)

3 公社の設立当初の会計年度は、第 12 条の規定にかかわらず、この寄附行為の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和 60 年 3 月 31 日までとする。

4 公社の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者が選任するものとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日から昭和 61 年 6 月 30 日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 16 日議案第 7 号)

この寄附行為は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。

附 則(合併の登記日:平成 22 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この寄附行為は、財団法人松山市施設管理公社及び財団法人松山市生涯学習振興財団の合併の登記日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 財団法人松山市施設管理公社及び財団法人松山市生涯学習振興財団の合併の認可のあった日に、現に変更前の寄附行為第 14 条の規定によりこの法人の理事及び監事と

して委嘱されている者の任期は、変更前の寄附行為第 16 条の規定にかかわらず、施行日の前日までとする。

- 3 この寄附行為の施行を条件に、施行日を就任日とする理事及び監事並びに評議員の選任は、変更後の寄附行為第 17 条及び第 31 条の規定は適用しない。
- 4 この寄附行為の施行を条件に、施行日を就任日として理事及び監事並びに評議員に選出された者の任期は、変更後の寄附行為第 19 条第 1 項及び第 34 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。